

敦賀港 BCP 緊急確保航路等における航路啓開作業許可申請書等共通安全対策書

1. 共通事項

- (1) 作業の現場責任者を定め、作業全般の事故防止等について監督させます。
- (2) 事前に作業内容について別紙「関係先一覧表」の海事関係者に周知し、所要の調整を図ります。
また、作業海域周辺の被災状況等に関する情報を収集・整理し、作業関係者に周知します。
- (3) あらかじめ緊急連絡先系統図及び避難場所・避難経路図を作成し、作業現場の分かりやすい場所に掲示します。
また、事故等の緊急事態が発生した場合は、緊急連絡系統図により速やかに関係機関に通報すると共に、応急処置を施します。
- (4) 作業の開始時と終了時には、敦賀海上保安部交通課に連絡します。
- (5) 作業中は発注者との連絡手段を常時確保し、連絡を密にします。
また、必要に応じて定時連絡等を設定するなどして作業船の現在位置を陸上関係者に連絡します。
- (6) 作業期間中は、気象・海象情報を毎日収集し、事前に状況把握を行って作業の実施判断を行います。
- (7) 原則として夜間作業は実施しません。
- (8) 作業中は、最新の気象・海象情報を入手できる体制を構築し、常に気象・海象の変化に留意し、次の基準に達した場合は作業を中止します。

また、地震情報や気象警報等の入手に努め、津波警報等が発表された場合は、速やかに沖合へ避難あるいは関係者を高台等の安全な場所に避難させます。

<作業中止基準>

	一般作業	潜水作業
風速	10 m/秒 以上	8 m/秒 以上
波高	1 m以上	0.5 m以上
視程	1 km以下	1 km以下
潮流	-	1ノット/秒 以上
その他	敦賀港長から指示があった場合	

※作業中止基準以下であっても危険と判断される場合、現場責任者または船長、潜水士が危険と判断した場合には作業を中断・中止します。

- (9) 港内における作業中に敦賀港長から港則法第39条第3項及び第4項に基づく勧告・命令等の措置が講じられた場合は、これに従い安全な場所へ避難します。
- (10) 海事関係法令等は必ず遵守します。
また、作業船には海上衝突予防法に基づく灯火及び形象物を掲げます。
- (11) 作業船が作業現場等に夜間停泊する場合は、敦賀海上保安部と十分調整のうえ、安全な場所に停泊することとし、停泊灯を点灯するほか、他船の航行に支障を与えない照明で甲板等を間接照明します。
- (12) クレーン台船等の作業船をアンカーで係止する場合は、アンカー位置にアンカーブイ（黄色、灯火（黄色光4秒1閃光））を設置し、アンカー位置を明示します。
- (13) 作業員には救命胴衣、安全靴、安全帽、その他作業に必要な保護具の着用を義務付け、これを徹底させます。
- (14) 資機材等が海面に落下しないよう所要の措置を講じます。
- (15) 流出のおそれのある資機材には、所有者名及び連絡先を明記し、適切に管理します。
また、万一、資機材等が流出した場合には責任を持って回収します。
- (16) 作業中における油膜類等の取り扱いについては、海上流出等を生じさせないように万全の注意を払います。
- (17) 引火性危険物を取り扱う岸壁付近での作業に際しては、流出油等の有無について確認し、異常のないことを確認します。
- (18) 作業員には作業内容と本共通安全対策を周知し、徹底させます。
- (19) 作業内容を変更する必要がある場合は、敦賀港長に作業内容変更許可申請書を提出します。
- (20) 本共通安全対策書は現場に携行します。
- (21) 作業に際し、敦賀港長から安全対策に係る特別の指示があった場合はこれに従います。
- (22) 事故・災害発生時においては、関係機関に速やかに連絡を行い、必要な措置を講じます。
作業員等が被災した場合は、応急措置を施した後、近隣の病院へ搬送を行います。
また、海上汚染に対しては必要な措置を講じた後、速やかに関係各所へ連絡を行い指示を仰ぎます。
- (23) 作業中、接近船舶を認めた際は、拡声器等を使用して作業中である

旨、周知するほか、再接近があった際は作業を一時中断します。

2. 測量作業

- (1) 水路測量を実施する際は、作業船には測量中であることを示す横断幕または看板を掲げます。
- (2) 作業中は、専従の警戒員の配置、または警戒船を配備します。
- (3) 作業中、接近船舶を認めた際は、拡声器等を使用して測量中である旨、周知するほか、再接近があった際は作業を一時中断して避航します。
- (4) 複数の作業船を使用する場合には、担当海域を設定し、作業船間における連絡を密にして作業を実施します。

3. 潜水作業

- (1) 潜水作業に先立ち、潜水士健康状態の確認、潜水機材の点検、整備を行います。
- (2) 作業船に海上衝突予防法に規定する国際信号書に定める A 旗を示す信号版を掲げます。
なお、岸壁から潜水作業を行う場合は、岸壁上に「潜水作業中」の横断幕を掲げます。
- (3) 作業中は、専従の警戒員及び警戒船を配備し、接近船舶を認めた際は、拡声器等を使用して潜水作業中である旨、周知するほか、再接近があった際は潜水士を安全な場所に退避させます。
- (4) 作業船（潜水士船）と専従の警戒員または警戒船とは、トランシーバー等により、また作業船（潜水士船）と潜水士は水中電話等により、常時連絡設定をします。
- (5) 事前に再圧治療が可能な病院を把握し、潜水病が発生した場合は速やかに搬送します。
- (6) 海中での作業は原則として二人以上で潜水作業を実施します。
- (7) 潜水士が潜航、浮上する場合は海底に固定したさがり綱を使用します。
- (8) 海中の滞在時間に応じて段階的に減圧を行います。
- (9) 複数の作業船を使用する場合には、担当海域を設定し、作業船間における連絡を密にして作業を実施します。

4. 障害物除去作業

- (1) 作業船団については作業船間における連絡体制を確立します。

- (2) 近接した海域において他の船団による作業が行われる場合には、他の船団との連絡設定を行い、必要な場合には作業の調整を図ります。
- (3) 作業中は、専従の警戒員及び警戒船（無線設備等）を配備し、接近船舶を認めた際は、拡声器等を使用して作業中である旨、周知するほか、再接近があった際は作業を一時中断します。
- (4) 揚収した障害物が運搬中に落下しないよう措置を講じるとともに、陸上にて適切に処分します。
- (5) 潜水作業を伴う場合は、前3項（潜水作業）の対策を講じます。